

第 26 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 50 年 2 月 12 日）

第 150 号議案 松山広域都市計画火葬場の決定（松山市決定）

都市計画横谷火葬場を次のように決定する。

【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

1、横谷火葬場、松山市食場町、約 1.3ha、炉数 14 基

「区域は計画図表示のとおり」

理由

現火葬場は、周辺部が市街地化したため、郊外への早期移転が望まれていたが、施設の利用面および環境面に配慮の上、当該地区に近代設備の火葬場を設置しようとするものである。

第 151 号議案 松山広域都市計画暮園の決定（松山市決定）

都市計画食場暮園を次のように決定する。

【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

1、食場暮園、松山市食場町、約 8.8ha、墓所面積約 2.8ha

「区域は計画図表示のとおり」

理由

近年における人口増加ならびに核家族化等による墓地需要に対処するため、環境上適当な当該地区に公営暮園を配置し、低廉な墓地を提供しようとするものである。

第 152 号議案 松山広域都市計画汚物処理場の決定（松前町決定）

都市計画塩美浄化園汚物処理場を次のように決定する。

【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

1、塩美浄化園、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、約 0.8ha、処理能力 80kl/日、新設

「区域は計画図表示のとおり」

理由

伊予市、松前町の汚物処理は、既設の共立衛生組合立草田処理場を利用しているが、施設が老朽化し、また人口増加により、処理能力が著しく減退している。しかしながら周辺の宅地化が進行し、現在位置での改築が困難となったため、将来公共下水道の整備により一元的な処理が達成できるまでの間、環境上の配慮から臨海部に代替施設を設けるものである。

第 153 号議案 松山広域都市計画一団地の住宅施設の決定（松前町決定）

都市計画江川一団地の住宅施設を次のように決定する。

名称：江川一団地の住宅施設

位置：愛媛県伊予郡松前町大字筒井字江川下塩新畑

面積：約 2.0ha

住宅の予定戸数：中層 250 戸、計 250 戸

配置の方針：

公共施設：道路

【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、12m、約 350m、都市計画決定の予定

区画街路、4m

団地の中央部に w=12m の幹線街路を配置し、w=4m の区画街路を幹線に接続する。

公共施設：公園及び緑地

【種別、名称、面積、備考】

児童公園、江川公園、約 0.1ha

団地の北部に 1 人あたり / m² 位の公園を作る。団地の周囲には緑地帯を配置。

公共施設：その他の公共施設

下水道、団地中央に直径 500mm 排水管を埋設する。

上水道、各建物の屋上に給水タンクを設置する。

浄化槽、各棟に設置する。

公益的施設：集会所、団地の北部に敷地 400 m²、建築延面積 150 m²、収容人員 100 人

住宅：中層で 1 棟 16 戸、4 階建てを 2 棟、中層で 1 棟 24 戸、4 階建てを 9 棟

「区域、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延面積の敷地面積に対する割合の限度並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針は計画図表示のとおり。」

理由

当該地区はバラック建など不良住宅が過密混住し、また石油配分基地に隣接しているため、環境上、防災上から集団移転が望まれていたが、今回、町において一団地の住宅施設を配置計画し、公営住宅の建設とあわせて不良住宅の撤去ならびに改良住宅の建設を推進しようとするものである。

第 154 号議案 伊予三島都市計画墓園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園第 1 号桃山墓園を次のように変更する。

【名称（番号、墓園名）、位置、面積、備考】

- 1 桃山墓園、伊予三島市大字中曾根町字中山、字東野尾、字横地山並びに大字上柏町字岡の山、字円山及び字田頂谷の地内、約 9.3ha、修景施設、休養施設、便益施設、管理施設、その他施設、墓所面積 3.0ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

既決定の桃山墓園は整備の進行により、すでに一部が市民に供用されているが、現市街地に多数点在している墓所の計画的な移転計画及び将来の人口増加にともなう需要等を総合的に勘案の上、今回、面積の拡充を図るものである。なお既決定部分は公簿面積によっていたが、これを実測面積に訂正した。

第 155 号議案 東予広域都市計画公園の変更（東予市決定）

都市計画公園に第 3 号中城公園、第 4 号大曲公園、第 5 号三津屋公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

- 児童公園、3、中城公園、東予市周布地内、約 0.41ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設
児童公園、4、大曲公園、東予市三津屋地内、約 0.77 ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設
児童公園、5、三津屋公園、東予市三津屋地内、約 0.23 ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

すでに都市計画事業認可を受けて実施中の公共団体区画整理事業区域内に配置計画された大曲公園、三津屋公園並びに中城公園を児童公園として計画決定し、整備を図ろうとするものである。

第 156 議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県決定）

- 1 都市計画道路中 1,3,2 号宮脇片山線および 1,3,3 号今治本町波止浜高部線を次のように変更する。

【種別、名称、位置、区域、構造、備考】

番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路、1,3,2、宮脇片山線、今治市別宮町 3 丁目、今治市山路下平、(今治市北宝来町 3 丁目)、約
2,330m、地表式、25m、国鉄予讃線と平面交差、幹線街路と平面交差 4 箇所

幹線街路、1,3,3、今治本町波止浜高部線、今治市本町 2 丁目、今治市波止浜高部下、(今治市高部長
谷)、約 4,900m、地表式、25m、幹線街路と平面交差 5 箇所

- 2 都市計画道路に 1,3,4 号鳥生大浜土橋線および 1,3,5 号大坪通土橋線を次のように追加する。

【種別、名称、位置、区域、構造、備考】

番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路、1,3,4、鳥生大浜土橋線、今治市鳥生浜手、今治市鳥生上キワイノ、(今治市鳥生小新開)、
約 1,510m、地表式、25m、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路 1,3,5、大坪通土橋線、今治市蔵敷町 2 丁目、今治市鳥生上キワイノ、(今治市鳥生六反地)、
約 1,350m、地表式、25m、幹線街路と平面交差 1 箇所

位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり

理由書

急激な車輛の増大や大型化、そして住民生活圏や産業活動の増大等に対処し、あわせて瀬戸内海大橋架橋とその関連開発ならびに関連都市施設の整備に伴う交通環境の変化に対応するため、市街化区域の線引きを踏まえた都市計画街路の再編成が急がれるため、計画変更をするものである。なお、各追加、変更路線ごとの理由は次のとおりである。

- 1 宮脇片山線

今治市乃万地区から市街地に至る国道 196 号線の交通混雑の緩和を図ると共に、将来の国道 317 号予定線、今治南インターチェンジ、国道 196 号線バイパス等の交通施設と今治市街地間の交通の円滑化を図るため、宮脇片山線の計画幅員、終点等を変更しようとするものである。ただし、国鉄予讃線との交差部分については、鉄道の連続立体化事業の具体化の時点で踏切部分の事業化をはかる。

- 2 今治本町波止浜高部線

国道 317 号線北インターチェンジ計画に対応し、今治市臨海流通基地や中心市街地、さらに観光レクリエーションゾーンとこの北インターチェンジ間の交通の円滑化を確保するため、今治本町波止浜高部線の計画幅員を変更しようとするものである。

- 3 鳥生大浜土橋線

新港湾、浜の窪地区等の臨海流通基地の交通発生源と国道を連結して中心市街地の交通の整流化を図ると共に市街化傾向の著しい鳥生、立花地区における幹線街路として地域住民の福祉の増進に寄与するため、鳥生大浜土橋線の追加変更をしようとするものである。

- 4 大坪通土橋線

今治市の南東部、立花、鳥生、桜井、富田及び清水地区における急速な土地利用の進展に対応して、

市街地中心部とこれら地域を連結し、あわせて国道 196 号線及び県道今治丹原線の交通緩和を図るため、大坪通土橋線の追加変更をしようとするものである。

第 157 議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

- 1 都市計画道路中 2,3,20 号大坪通辻堂線を 2,3,20 号大坪通榎橋線に、2,3,17 号丸田郷線を 2,3,17 号丸田辻堂線に名称を改め、次のように変更する。
- 2 都市計画道路中 2,3,14 号蒼社橋横田線を廃止する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,20、大坪通榎橋線、今治市旭町 4 丁目、今治市蔵敷下河原、（今治市蔵敷町 2 丁目）、約 580m、地表式、12m、国鉄予讃線と立体交差

幹線街路、2,3,17、丸田辻堂線、今治市片山戌吉、今治市辻堂角淵、（今治市郷小山分）、約 2,520m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 2 箇所

位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり

理由書

幹線街路計画の再編成に伴う鳥生大浜土橋線及び大坪通土橋線の計画化に対応して、昭和 21 年計画決定の蒼社橋横田線を廃止し、昭和 29 年計画決定の大坪通辻堂線及び丸田郷線の名称変更と内容変更を行い、市街化傾向の著しい鳥生、立花地区の街路体系の整備による住民福祉の向上とあわせて、都市交通体系の確立に資するため。

第 158 号議案 大洲都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 1 号富士山公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、1、富士山公園、大洲市柚木、田口、菅田町大竹、約 44.9ha、園路広場施設、修景施設、休養施設、遊戯施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他の施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

富士山公園区域は、市の中心の富士山の頂上に 33.3ha の面積を有し、標高 240m～320m で蛇行する清流肱川や風光明媚な伊予の小京都といわれる大洲市の中心街を一望できる位置にあり、「つつじ」の名所としても有名で最近、市民はもとより近郊都市からの利用者が年々増加の一途をたどっている現状である。今般、市民の憩いの場として更に整備を図るため、公園区域 11.6 ha を拡大し、全体公園面積 44.9ha に区域を変更したい。

第 159 号議案 長浜都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

長浜都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称 長浜都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
長浜町大字晴海（地先水面を含む）、長浜町大字長浜、大字黒田、大字仁久、大字沖浦の地先水面
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

変更しようとする理由

長浜町は、昭和 30 年 1 月 1 日に近隣 6 ヶ町村をもって合併し、大字黒田、沖浦の 2 地区を、昭和 34 年 12 月 11 日に都市計画区域に編入して、諸般の施設を整備した。なお、昭和 45 年 8 月から臨海工業開発計画が具体的な実施段階に入り、大字黒田地先の公有水面を埋立て、新時代にふさわしい工業団地として晴海が完成、本町の過疎化に終止符が打たれ、第 3 次産業に活況を呈して、平地部に都市化が進行し、交通量の増大と工場建設によって、公害交通安全対策をはじめ、長浜町基本構想にもとづく第 2 次開発構想、用途地域指定等、自然と生活環境の保全計画を含め、整然とした都市形態と都市的機能を有する長浜町の早期実現のため、大字晴海と各地区地先水面を区域編入しようとするものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 150 号議案、第 151 号議案

委員：火葬場、墓園について、その必要性は皆認めるところであるが、自分のところに設置されるということについては文句を言う住民がいる。市の都市計画審議会等を経て将来物議が出るということのないようにしているか。

幹事：松山市の都市計画審議会等を経ており、そのようなことはないと思います。

第 153 号議案

委員：この住宅施設は、まったく新しい場所に建設するものと理解して良いか。

幹事：現在、当地は畑であり、住宅は新しい場所に建設するものであります。

第 156 号議案

委員：宮脇片山線と予讃線との踏切について保安上の問題があると思われるが、踏切部分の拡幅、あるいは立体交差の計画はないか。

幹事：当面は現在のままの予定です。

国鉄四国総局踏切保安室（オブザーバー）：踏切の平面交差については、交通安全対策基本法の則りやってもらうよう要望してきているが、これについて前向きの姿勢でやってもらいたい。

幹事：事業認可の際に十分協議してやっていきたいと考えている。

第 159 号議案

委員：変更で境界が増えた部分は何か。

幹事：晴海等を新しく付け加えるということです。

第 27 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 49 年 12 月 16 日（常務委員会、持ち回り））

第 160 号議案 不燃物処理施設の敷地の位置許可

次の不燃物処理施設の敷地の位置について許可したい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

不燃物処理施設、川之江市川之江町長須字榊ヶ底 986、用途無指定、976m²、142.86m²、鉄骨造、平屋建、スレート葺、設置者、川之江市長、新築

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

同地の周辺は市有山林、市有墓地及び個人墓地等が接続しているため、住宅化の見込みもないので支障ないものと認められる。

第 28 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 50 年 6 月 17 日（常務委員会））

第 161 号議案 特殊建築物の敷地の位置

次の特殊建築物の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

製紙カス焼却施設、川之江市臨海造成事業 2 号用地、2,530m²、731.6m²、鉄筋コンクリート瓦棒葺、設置者、協同組合クリーンプラザ、理事長

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

同地は現在指定作業中の工業専用地域および臨港地区の工業港区の予定地であり、付近の住宅化の見込みもないので支障ないと認められる。

第 161 号議案資料

製紙スラッジ焼却炉建設について（川之江市）

1 住民周知の経過と今後の対策

（1）各地区の説明会の概要

新浜部落のうち 1 区から 4 区まで 212 戸（住民を無視した埋立工事に反対する会）の場合

新浜 5 区のうち 22 戸（5 区環境と自治を守る会）について

浜田部落（33 戸）について

西新町（公害をなくし市民の健康とくらしを守る会）について

（2）反対意見に対する今後の対策

2 市議会における措置および意見。市都市計画審議会の意見

（1）議会の説明状況及び委員会等の意見

（2）市都市計画審議会の意見

3 都市計画上支障のない理由

（1）理由書

（2）スラッジ焼却場の土地利用計画

（3）位置選定の経過、該当位置決定の理由

（3-1）位置選定の経過

（3-2）該当位置決定の理由

4 製紙スラッジの処理について

5 製紙スラッジの焼却前と焼却後の化学分析等

第 162 号議案 特殊建築物の敷地の位置

次の特殊建築物の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

製紙カス焼却施設、伊予三島市、2,981m²、731.6m²、鉄筋コンクリート瓦棒葺、設置者、協同組合クリーンプラザ、理事長

「位置及び区域は別図のとおり」

理由

- 1 同地は国道 11 号線、樋之尾谷川、長谷川に囲まれた土地であり、付近にはクリーンプラザでの焼却処理対象企業 17 社中 7 社 8 工場が立地している。
- 2 なお、市の将来の土地利用の方針としては、現況より勘案して当該地周辺は工業系の用途地域に指定する予定である。
- 3 臨海造成地等も十分検討したが、港湾計画その他契約により当該地以外に適地が見当たらない。
- 4 公害面においても最近の技術を取り入れて十分な配慮がなされている。

以上の理由により支障ないものと認められる。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 161 号議案、第 162 号議案

会長：第 161 号議案、第 162 号議案は、内容に関連があるので、一括提案する。

委員：地元の反対理由と市の対応はいかに。

幹事：住民との対話は先程説明したとおり。今後さらに地元との対話を十分に行うよう、市を指導する。

委員：地元の反対理由は何か。

幹事：場所の問題として反対派（寒川住民）は臨海部へ持ってゆけないか、村松造成地が良いのではないかとやっている。一部のグループによる方向付けもあり、約 1,200 名の反対陳情署名もあった。市としては、臨海部は使用目的がはっきりしているので、だめと回答している。では、他に適地があるかというとなし。企業としてはすでに足がかりを作っており、関連 17 社のほぼ中心地でもあり、企業サイドでは適地としている。企業と住民の意見がしっくりとかみあっていないので、もっと話し合えば局面が打開するのではないかとということで、市が今後とも責任を持ってやってゆくとのことです。

委員：反対が千くらいか。

幹事：満 15 歳以上が、一応判断できる者として、千人以上あります。

委員：第 162 号議案の進入路幅員 4.5m は狭すぎるのではないか。

幹事：仮橋で工事用のものである。これとは別に 11 号線からの進入路を計画するよう指導している。

委員：村松地区への住民の話をもっと具体的に。

幹事：港湾計画上は、スラッジ焼却場は予定されていない。許可申請においてもその主旨にそってなされ、整合しているので認可している。

委員：お互いにもっと知っておく必要があるのではないか。村松で出来ないものを、寒川へ持ってゆくとということで、寒川住民の反対があるのではないか。現実の問題としては。かなりやっかいなことであり、お互い結果はよかろうということ、皆思っていることであるので、ある程度お互い腹に入れておかねばいけないから、質問しているのだ。

会長：対象企業はどうなっているか。

幹事：三島地区 17 社のうち、この場所に 10 社と、この場所に 7 社です。たまたまこの場所が全部の企業に接近しているわけではないが、寒川地区の企業で囲まれていること、川にも囲まれ、住宅地域と遮断されている。そういうことから、村松が出来ないから最後にここを選んだ。この場所は都市計画上支障がないと思っており、第 1 候補として造成地を検討してみたが、港湾計画としては計画されてないということで、その次の策とした。

委員：村松地区の造成地は現在の段階では、そういうものが計画に入っていないから出来ない、今後も変更してここへ持ち込むことはできないということになっているのか。

幹事：村松地区は竣工認可も終わって市有地になっており、港湾課として指導することは考えてない。

会長：答弁がちぐはぐになっている。計画に入っていない、そういう考えはないということか。

幹事：計画上もスラッジ焼却場は入っていない。埋立地は市有地であり、免許者がそこまでは立ち入れない。

委員：それでは市の考え方でどうにでもなるのか。その点、市の考えでこちらよりも、こちらの方へということ間違いなことだと思う。

幹事：村松地区の埋立免許は46年6月16日であり、港湾計画は47年9月に策定したもので、それ以前の免許となっている。埋立の目的はあくまで護岸敷及び工場用地の造成であり、その手段として産業廃棄物としてのヘドロ及び廃棄物等による埋立ということで、土地造成の材料として免許したもので、竣工認可を50年5月8日にした後では、大王製紙と市の契約であり、県が立ち入るものではない。

委員：それなら村松地区などという話が、あなたの説明なら、出て来るのがおかしい。

幹事：地元で反対している人が、村松へ持ってゆくべきだと言っているわけで、都市計画上からは、そのような造成地に持ってゆくべきではないとも考えられるが、いろいろ内容を港湾課、公害課に聞くと、村松地区にはそういったいきさつがあり、そこには焼却場を持ってゆけないという市の考え方にもとづき、やむを得ないと考えた。

委員：例のシンクタンクの製紙カスの処理の記録をみると、第1次公害の処理でこれを作る。そうすれば、第2次公害により地域住民が非常に大きな被害をこうむるとの心配はないということだから、そうすると、第1次公害の処理をするところがどこにもないとなるので、やはり少なくとも大きな公害の起こるものは早く処理しなくてはいけない。多少反対派あるかもしれぬが、大きな目でやってゆけばよい。

委員：千人か2千人あまりの反対署名があり、市の委員会では多数決で不採択になったが、今後住民との対話を早急に持ってゆこうという市の理事者の考え方がわからない。

幹事：市と企業とが公害防止協定を結ぶと聞いている。そうでなければいけない。

会長：住民との対話をどの程度まで努力するのかがわからない。

幹事：建築のタイムリミットが伝わっているが、一刻を争うというものでもないもので、今日の結果をもって、すぐに市と話し合い、いつまでもというのではなく、日を切った形でやってゆきたい。

委員：今日ここで決めれば、少々の反対があっても事業は進めて行くということか。

幹事：はい。次は建築の問題になると思います。

委員：私は、仕事の進め方が反対になっていると思う。都市計画上支障がないと思われるなら、この常務委員会でその様に決めてくださいということにすぎないので、ここで決まったから、絶対実行せよということは、委員会としては、押しすぎになる。とはいっても、村松地区がいけないこともわかったから、ここに決まったからといって住民に押し付けるべきでもないもので、その点は、市がどこまで住民との話し合いによって、申請した方に決めてもらうような指導の仕方をしないと困る。その点気をつけるように。

会長：ここで決まったら、すぐに建設を強行するのはどうかということだと思うが。

委員：1次公害があって、どうしても早く焼却炉を作らないとさらに公害がひどくなるので、建設は1日も早く、ということはあるが、この委員会が決めたから、住民との話し合いがつかなくても建築をせよという意味ではない。

幹事：建築する場所として決めて戴いたら良いのです。

委員：決まれば建築の仕事であり、この委員会の仕事ではないので、委員会へその結果を押し付けないように。

第 29 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 50 年 7 月 29 日）

委員名簿

松山商科大学教授
愛媛大学教授
四国電気通信局建築部長
愛媛県農協中央会会長
愛媛県農業会議会長
愛媛県医師会長
愛媛県商工会議所連合会会頭
四国財務局松山財務部長
四国通産局長
四国地方建設局長
第三港湾建設局長
中国四国農政局長
高松陸運局長
国鉄四国支社長
愛媛県副知事
今治市長
小松町長
愛媛県議会議員（6名）
松山市議会議長
双海町議会議長

幹事名簿

土木部長
土木部次長
都市計画課長
都市整備課長
幹事
建築住宅課長
企画課長
公衆衛生課長
農地計画課長
環境整備課長
農政課長

第 163 号議案 川之江都市計画用途地域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第1種住居専用地域、	約 18.3ha、8/10 以下、5/10 以下、3.1%
第2種住居専用地域、	約 78.3ha、20/10 以下、6/10 以下、13.3%
住居地域、	約 234.2ha、20/10 以下、6/10 以下、39.7%
近隣商業地域、	約 54ha、20/10 以下、8/10 以下、2.9%
商業地域、	約 30.0ha、40/10 以下、8/10 以下、5.1%
準工業地域、	約 76.2ha、20/10 以下、6/10 以下、12.9%
工業地域、	約 89.6ha、20/10 以下、6/10 以下、15.1%
工業専用地域、	約 46.8ha、20/10 以下、6/10 以下、7.9%
合計	約 590.3ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

最近、各地にみられる都市化の現象は、製紙産業を基盤として地方工業都市を指向する本市の場合においても誠に顕著なものがあり、このため各種建築物の混在が及ぼす各方面への悪影響は、もはや放置できない状態を招いております。そこで本市といたしましても、将来のあるべき土地利用を実現する手段として、用途地域の指定を致すことにより、地域の性格を明確にすると共に、その地域の環境保全及び育成を図り、都市の健全な発展を期するものであります。

第 164 号議案 伊予三島都市計画用途地域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第1種住居専用地域、	約 88ha、8/10 以下、5/10 以下、14%
第2種住居専用地域、	約 30ha、20/10 以下、6/10 以下、5%
住居地域、	約 287ha、20/10 以下、6/10 以下、45%
近隣商業地域、	約 20ha、20/10 以下、8/10 以下、3%
商業地域、	約 30ha、40/10 以下、8/10 以下、5%
準工業地域、	約 60ha、20/10 以下、6/10 以下、9%
工業地域、	約 7ha、20/10 以下、6/10 以下、1%
工業専用地域、	約 113ha、20/10 以下、6/10 以下、18%
合計	約 635ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

指定の理由

近年の経済文化の著しい発展により、伊予三島市でも急激な都市化現象が見られる。とくに市の中心部の DID 区域及びその周辺地では無秩序な建物の混在が進んでおり、将来生活環境が悪化してゆくことが予想される。このため、良好な生活環境の維持及びスムーズな生産活動を推進させると共に、併せて農業振興地域整備法との調和、調整に留意し、今回都市計画用途地域を指定し、秩序ある住みよい都市づくりを進める。

第 165 号議案 大洲都市計画用途地域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、

【種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり】

第1種住居専用地域、	約 73.7ha、	8/10 以下、	5/10 以下、	1.5m、	21.9%
第2種住居専用地域、	約 19.5ha、	20/10 以下、	6/10 以下、		5.8%
住居地域、	約 125.9ha、	20/10 以下、	6/10 以下、		37.5%
近隣商業地域、	約 17.5ha、	20/10 以下、	8/10 以下、		5.2%
商業地域、	約 29.5ha、	40/10 以下、	8/10 以下、		8.8%
準工業地域、	約 39.5ha、	20/10 以下、	6/10 以下、		11.8%
工業専用地域、	約 30.4ha、	20/10 以下、	6/10 以下、		9.08%
合計	約 334.0ha、				100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

指定の理由

大洲市は、第1次産業を中心とする農村都市として発展をしてきたが、最近各所にみられる急激な都市化現象に伴い騒音、汚水、無秩序な建築物等による生活環境の破壊が想像され、放置できない状態を招いている。ここに、当市に於いては天与の条件を生かした農村計画観光都市としての計画及び商工業開発計画を考慮する中での土地利用計画を実現するため用途地域を指定し、地域の性格を明確にすると共に、健全な都市づくりを目的として適正な制限のもとに地域環境の保全と育成を図るものである。

第166号議案 南予レクリエーション都市計画用途地域の決定（御荘町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第1種住居専用地域、	約 49.2ha、	80%以下、	50%以下、		18.0%
第2種住居専用地域、	約 68.2ha、	200%以下、	60%以下、		25.0%
住居地域、	約 93.3ha、	200%以下、	60%以下、		35.0%
近隣商業地域、	約 36.5ha、	200%以下、	80%以下、		14.0%
商業地域、	約 14.4ha、	400%以下、	80%以下、		5.0%
準工業地域、	約 7.2ha、	200%以下、	60%以下、		3.0%
合計	約 268.8ha、				100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

指定の理由

経済の発展、社会資本の充実などによる各種の開発行為は、近時本町町域にも及び、中でも国道沿線、中央集落付近は民間企業者による多様な施設が集中し、スプロール現象が目立ち、これに伴う騒音、悪臭、生活汚水による流域汚染等は公害社会問題を惹起し、地域住民の良好なる生活環境を侵害している状況である。昭和47年7月建設省は本地域を含めた南予の宇和海沿岸部を南予レクリエーション都市に指定、昭和60年次には御荘城辺地域に1日最大3万人のレクリエーション客を受け入れし、国民に多様性に富んだレクリエーションの場を提供し、併せて地域産業を振興し、南予地方開発に当たる構想である。都市施設が極めて貧弱な本町がこの計画を無計画に受け入れると、入込客の急増により各種の都市的施設は過密状態となり、その機能は混乱し、河川海洋汚染は増大し、農林漁業その他地場産業にも悪影響を及ぼし、住民の生活環境の悪化も十分予想される。これらの現象に対処するため、本町は昭和48年12月25日都市計画区域の指定を受け、長期的な展望に立脚した秩序ある都市造りを行うことを目的に用途地域の設定を行い、併せて地域の

自然環境の保全を図り、良好な住環境を保持し、住民福祉の向上に寄与せしめようとするものである。

第 167 号議案 南予レクリエーション都市計画用途地域の決定（城辺町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第 1 種住居専用地域、	約 5.8ha、	8/10 以下、	5/10 以下、	6.2%
第 2 種住居専用地域、	約 26.9ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	28.6%
住居地域、	約 35.3ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	37.5%
近隣商業地域、	約 13.6ha、	20/10 以下、	8/10 以下、	14.5%
商業地域、	約 12.4ha、	40/10 以下、	8/10 以下、	13.2%
合計	約 94.0ha、	100.0%		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

指定の理由

中央より遠隔の地にある南宇和郡は、古くより一つの小経済圏が形成されており、その活動の中心的な役割を果たし、位置的にも中央に当たる本町の市街地では、さまざまな産業活動が集中している。またこれらに伴い、人口は既成市街地に集まり、商店、事務所、住宅、小規模工場など色々な用途の建物の混在が進んでいる実情にある。更に近年の交通体系の整備による経済活動圏の広域化や生活様式、社会構造の変革などによるレクリエーション活動の増大、屋外レクリエーションの広域化は、人口の流入、輸送機の増大を招き、このまま放置すると、騒音や日照妨害などにより、生活環境が悪化するばかりでなく、交通、レクリエーションなどの都市的機能が混乱し、住みにくい町になってしまう恐れがある。このような状況の下で、昭和 47 年 4 月にレクリエーション都市の指定を受け、恵まれた地域資源を新しい時代のレクリエーション環境として広く開放し、その利用を図り、併せて地域産業の振興、地域住民の生活福祉の向上を図らんとする本町は、更に南予レクリエーション都市計画区域の指定を受け、都市計画法に基づく都市計画事業により、大規模都市公園、下水道、街路等の整備を行い、地域住民の生活環境整備はもとより、南予レクリエーション都市整備計画による施設整備、入込客、またこれらを支える各種産業や人口の増加にも対処し得る良好な都市環境の整備を進めるものとしている。このためには既成市街地や今後市街化が予想される地域について、無秩序な開発を防止し、合理的な土地利用を図り、それぞれの地域に応じた環境を保護整備し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、用途地域を指定するものである。

第 168 議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 1,2,1 号新居浜駅東須賀線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、1,2,1、新居浜駅東須賀線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市港町、（新居浜市一宮町 1 丁目）、約 3,210m、地表式、32m、幹線街路と平面交差 8 箇所

内訳、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市港町、（新居浜市高木町、久保田町 1、3 丁目、一宮町 1 丁目、繁本町、徳常町、若水町 1、2 丁目）約 3,210m、地表式、18m～32m

なお、新居浜市坂井町 2 丁目地内に地積約 8,100 m²の広場を設ける。

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線は新居浜駅前より幹線街路西原東須賀線に接続する道路であり、県施行による幅員 32m 区間の終点（県道壬生川新居浜野田線）との交差点と市施行による幅員 18m の起点との法線及び取り合いの関係上、拡幅の必要が生じ、また終点も臨港道路との連結上一部拡幅して、交通の円滑を図るため計画幅員等を変更するものである。

第 169 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（北条市決定）

都市計画北条公共下水道を次のように決定する。

- 1 下水道の名称：北条公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

北条公共下水道、約 384ha、難波系統、約 52ha、北条系統、約 197ha、柳原系統、約 41ha、鹿峰系統、約 48ha、和田系統、約 44ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

（1）汚水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

難波第 1 汚水幹線、北条市下難波字法橋、北条市下難波字大新開、0.4m～0.3m、約 810m

難波第 2 汚水幹線、北条市下難波字大新開、北条市下難波字石風呂、0.4m～0.2m、約 200m

北条第 1 汚水幹線、北条市辻字新開、北条市別府字末広、0.7m～0.7m、約 430m

北条第 2 汚水幹線、北条市辻字能見、北条市辻字新開、0.8m～0.3m、約 1,080m

北条第 3 汚水幹線、北条市辻字能見、北条市辻字三島池、0.7m～0.4m、約 450m

北条第 4 汚水幹線、北条市下難波字法橋、北条市辻字能見、1.1m～0.8m、約 1,880m

北条第 5 汚水幹線、北条市土手内字三反地、北条市辻字猪之木、0.7m～0.2m、約 510m

北条第 6 汚水幹線、北条市北条字早稲地、北条市中西字堂の下、0.7m～0.2m、約 1,310m

北条第 7 汚水幹線、北条市北条字町頭、北条市北条字寺ノ前新開、0.7m、約 150m

柳原第 1 汚水幹線、北条市片山字土手添、北条市中須賀字長通、0.6m～0.5m、約 650m

柳原第 2 汚水幹線、北条市片山字土手添、北条市別府字東府中、0.4m～0.3m、約 440m

柳原汚水圧送幹線、北条市別府字末広、北条市片山字土手添、0.5m～0.4m、約 640m

鹿峰第 1 汚水幹線、北条市苞木字六反地、北条市河原字六反地、0.5m～0.4m、約 690m

鹿峰第 2 汚水幹線、北条市鹿峰字角田、北条市鹿峰字角田、0.3m～0.2m、約 370m

鹿峰第 3 汚水幹線、北条市苞木字六反地、北条市河原字四反地、0.3m～0.2m、約 460m

鹿峰汚水圧送幹線、北条市中須賀字長通、北条市苞木字六反地、0.4m、約 260m

和田第 1 汚水幹線、北条市和田字塩屋、北条市小川字坂ノ下、0.6m～0.2m、約 1,290m

和田第 2 汚水幹線、北条市小川字夏目木、北条市小川字夏目木、0.4m、約 90m

和田第 3 汚水幹線、北条市磯河内字平松、北条市磯河内字才ノ久保、0.3m～0.2m、約 190m、

和田第 4 汚水幹線、北条市和田字塩屋、北条市和田字北新開、0.3m～0.2m、約 290m

和田第 5 汚水幹線、北条市和田字塩屋、北条市河原字家の前、0.4m～0.3m、約 300m

和田汚水圧送幹線、北条市河原字六反地、北条市和田字塩屋、0.3m～0.2m、約 560m

汚水放流幹線、北条市下難波字法橋地先 250m、北条市下難波字法橋、0.6m、約 630m

(2) 雨水管渠

- 難波第1雨水幹線、北条市下難波字石風呂、北条市下難波字石風呂、2.4m、約320m
北条第1雨水幹線、北条市北条字大鉾新開、北条市北条字上り立、2.1m～1.2m、約1,010m
北条第2雨水幹線、北条市北条字大鉾新開、北条市北条字寺の南新開、1.7m～1.6m、約380m
北条第3雨水幹線、北条市北条字大鉾新開、北条市辻字辻の前、1.3m～1.2m、約290m
北条第4雨水幹線、北条市北条字大鉾新開、北条市中西字奥屋敷、2.6m～1.3m、約1,410m
北条第5雨水幹線、北条市辻字北田、北条市辻字辻町、1.6m～1.2m、約600m
北条第6雨水幹線、北条市辻字新池、北条市辻字中辻、1.5m～1.0m、約1,360m
北条雨水放流幹線、北条市北条字大鉾新開、北条市北条字大鉾新開、2.1m、約40m、北条第1雨水ポンプ場
北条雨水放流幹線、北条市土手内字外、北条市土手内字外、1.2m、約20m、北条第2雨水ポンプ場
辻第1雨水幹線、北条市辻字能見、北条市辻字北青木、6.2m～2.1m、約300m
辻第2雨水幹線、北条市辻字能見、北条市辻字輪之内、4.4m～2.9m、約680m
辻第3雨水幹線、北条市辻字新開、北条市辻字新開、4.6m、約360m
柳原第1雨水幹線、北条市別府字南府中、北条市別府字御幸道、1.2m、約310m
柳原第3雨水幹線、北条市中須賀字長通、北条市中須賀字浜屋敷、1.4m、約150m
鹿峰第1雨水幹線、北条市苞木字新開、北条市苞木字六反地、2.0m～1.6m、約630m
鹿峰第2雨水幹線、北条市苞木字六反地、北条市鹿峰字角田、1.3m、約300m
鹿峰第3雨水幹線、北条市苞木字新開、北条市鹿峰字大道西、1.3m、約200m
鹿峰第4雨水幹線、北条市久保字池田、北条市河原字六反地、1.2m、約200m
鹿峰雨水放流幹線、北条市久保字池田、北条市久保字池田、1.2m、約30m
和田第1雨水幹線、北条市河原字外浜、北条市河原字外浜、1.8m、約20m
小川第1雨水幹線、北条市磯河内字弘川、北条市磯河内字弘川、1.9m、約180m
小川第1雨水幹線、北条市小川字久戸、北条市小川字久戸、2.0m、約90m
御物川5号雨水幹線、郷坊ヶ窪、郷前土手、1.3m～1.4m、約450m、分流式雨水

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

- 和田汚水中継ポンプ場、北条市和田字塩屋、約300m²、汚水
鹿峰汚水中継ポンプ場、北条市苞木字六反地、約300m²、汚水
柳原汚水中継ポンプ場、北条市片山字土手添、約360m²、汚水
北条第1雨水排水ポンプ場、北条市北条字大鉾新開、約1,030m²、雨水
北条第2雨水排水ポンプ場、北条市土手内字外、約680m²、雨水
鹿峰雨水排水ポンプ場、北条市久保字池田、約1,070m²、雨水
和田雨水排水ポンプ場、北条市河原字外浜、約1,760m²、雨水

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

- 北条処理場、北条市下難波字法橋、約32,820m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

計画理由

当市は県都松山市の北東部に隣接し、豊富な天然資源があり、田園文化都市として発展してきたが、下

水道施設は未整備の上、近年における産業経済の高度成長と急激な都市化現象は、公有水面の水質汚濁を促進し、公共用水域の水質汚濁による環境破壊を招くに至った。これら諸問題を抜本的に解決せんがため、公共下水道計画決定を早期実現し、豊かで住み良い生活環境を確保するものである。

第 170 号議案 土居都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園を次のように決定する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、1、大地山公園、土居町大字天満字大地山、約 4.9ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

地域社会の発展、住民所得の向上とともに、新しい価値観が追求される現在、精神的安らぎ、健全なレクリエーションの場としての公園整備は、町に取り非常に重要な課題であります。本町は自然的条件に恵まれ、緑豊かでうるおいのある町です。この資源を生かすことが豊かな住民生活において不可欠のものであり、本町では都市計画法適用を契機に、公園整備に着手し、特色あるまちづくりの推進を図ることにいたしました。この大地山公園は、土居町中心部から約 2.5km の地点に位置しておりますが、県道壬生川新居浜土居線に接し、距離感はなく、整備されれば町民全体を対象にした余暇利用の場、人間性回復の場としての活用が期待されるところであります。また、大地山公園は自治省の指定したモデルコミュニティ地区のシンボルとしての性格を有し、地域住民から早期整備が要望されています。参考、土居町振興計画、宇摩地区広域市町村整備計画の中にも掲示。

第 171 号議案 東予広域都市計画公園の変更（西条市決定）

都市計画公園に第 3 号喜多川公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、3、喜多川公園、西条市喜多川字梅ヶ須賀地内、約 0.39ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、園路及び広場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当市の児童公園の現状は、西条市市民公園に併設されている児童交通公園 3,337 m²があるのみで、都市化しつつある第 1 種住居専用地域に児童が利用し得る広場が少ないことから、市街地北西部に遊具、緑地、広場をそなえた児童公園を整備し、地域幼少年の健全な育成を図ろうとするもの。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 163 号議案

委員：工業地域と準工業地域はどのあたりが限界か。例えば、準工業地域の幼稚園の側に工場ができた場合、騒音が出るが大丈夫か。公害騒音との調整があいまいではないか。

幹事：騒音は別の法律により、既成区域が定められ、規制されます。なお、用途地域については、流通業務、工業立地等の面から現況と将来について勘案し、区域の選定基準により決定しておりますので

補足します。

委員：分かったような、分からないような。

議長：既成の事実を認め、実績現況にのっとって主要区分を決めているようです。

委員：そういうことならよくわかる。白紙の状態を前提に規制をかけると思っていた。

委員：都市計画決定については公聴会等手続きを踏まえねばならないが、工業地域を準工業地域にあるいは住居地域に変更した部分について経緯を詳しく聞きたい。

幹事：準工業地域に変更した3ヘクタールは工場が2つありますが、公聴会の結果、住居が多いことが分かりましたので、準工業地域にいたしました。住居地域に変更した0.8ヘクタールについては、すぐそばに住宅がはりついているという事情から変更した次第です。

委員：0.8ヘクタールの方は丸住製紙がすぐ下にあるが、そこを住居地域にしたのか。

幹事：その近辺の住民から強い要望があり、それを受けて住居地域に変更しました。

第164号議案

委員：寒川の工業地帯はなぜ用途地域に入れなかったのか。

幹事：用途地域の案の作成には市の意見を取り入れているが、飛地については、国の方針として50ヘクタール以上程度の面積要件が必要であり、寒川の場合、その要件に該当しないので用途地域の決定をしなかった。

委員：青の地域は製紙工場と住居が混在し、問題の多い地域なので、出来るだけ早い時期に用途地域を決定することが必要ではなからうか。

幹事：市とも、相談して検討したい。

第165号議案

委員：用途地域の指定で道路、港湾、鉄道等公共事業の制限はあるか。

幹事：公共事業については用途地域の制限を受けない。

委員：図面で右の方の国道との中間で空いているのは農業との関係か。

幹事：農業のモデル事業の地域であるため、用途地域には入れてない。

第166号議案

委員：サンパールの前を準工業地域に指定しているが、既存の事実をもとにして用途地域を決定するという先程の説明によれば、工場のないサンパールの前を準工業地域にするのは矛盾ではないか・

幹事：現況をメッシュでとらえ、将来計画に重点を置いて案を作成した。町づくりを考えると準工業地域がないと問題があり、交通機関の発達、面積要件等を勘案して、その部分を指定することにしました。

委員：準工業地域は必要なものか。

幹事：計画的な配置、町づくりにおいて必要と考えている。

委員：将来は、その地域一帯を都市公園地域に指定してもらおう予定であるが、その場合には準工業地域より商業地域等に行っている方が支障がなく良いのではないか。

幹事：公園は準工業地域にもできますので、支障ありません。

委員：ある程度の制約にはなるのではないか。

幹事：一般論をいうと、それは準工業地域を排除する理由にはならないと思います。

委員：地元の方で希望しているのであれば準工業地域はいけないとは言えないが。

議長：点在させるよりはまとめて最小限の地域をとということで、町も指定したのではないか。

委員：都市づくりには準工業地域は必要なものだろうか。

委員：南予レクリエーションの事を考えると準工業地域はそぐわないのではないか。

委員：例えば生コン工場等は商業、住居地域ではできないのか。そうだとすると、町には生コン工場も必要なもので、そういったものが準工業地域へ行けば良いことになる。

委員：環境づくりとしては望ましくない。

委員：もっと端の方へ持ってゆけないか。

幹事：そのあたりは港湾倉庫等のために確保している地域です。

委員：僧都川の左岸デルタ地帯は南レクの拠点として、商業地域に開発してゆくということだと承知していたが、住居地域になっているのはなぜか。

幹事：埋立が伴うが、地元との調整がついてないので、調整がついた段階を見極めて検討していきたい。

委員：あらゆる諸計画と南レク都市計画のかみ合わせを調整し、南レクを推進してゆく決意を示していくべき。暫定的といっても拠点となるべき所が住居地域となっているのは、南レクに対する考え方がばやけてくる。

幹事：三島の方は埋立免許が下りていますが、この方はまだなので、具体的に煮詰まった段階で考えたい。

委員：この計画はいつでも変更できるのか。

幹事：未来永劫に変わらないものではなく、変更は可能です。

委員：新全総との関連で地元の埋立の問題が出てくるが、順調に進んだ場合、例えば来年度末に変更することはできるか。

幹事：レクリエーション都市の市街地については、かなり広い地域を都市系の地域に取っており、また住居居のものでも満足できると思うが、海に出る部分については追加変更できる。

委員：そういうことなら、あの当時青写真を麗々しく議論したと矛盾するので議論も出て来る。納得はできないが、説明を聞くとそうかなとは思ふ。

委員：変更可能ならば一応これでおいておく。

議長：議案の提出の仕方だが、知事決定と町決定があるが、仕分けはどうなっているか。

幹事：都市計画法 15 条で、知事決定と市町村が決定するものが定まっている。

議長：市町村が決定したものをここで修正せよとは言にくい。

委員：市町村決定のものは審議会の議を経て知事が承認するのだろうか。

幹事：都市計画法 19 条で都市計画地方審議会の議を経て知事が承認することになっています。

議長：条件付きの採決はあるか。

幹事：ありません。

議長：否決したときはどうなるのか。

幹事：最初からやり直しです。

委員：課長の説明をもっと明快に聞きたい。長崎の横の国道から山手の部分は準工業地域を指定しないわけにはいかないので仕方なく指定したと取ってよいか。

幹事：町の審議会、町の意見を尊重して決めている。

委員：いや、そのような取り方もあるのかと聞いているのだ。

幹事：そういうことです。

議長：南レクの関係の深い委員の意見でもあるので、再考できないか。

幹事：御荘、城辺の地図を見て戴くと分かりますが、これだけの部分に準工業地域を定めるので、交通そ

他の点からここでやむを得ないということですので、御了承下さい。

委員：準工業地域にすぐ工場ができるものでもないようだし、変更も可能なのなら異議はない。

議長：将来計画を踏まえ、南レクの大きな計画を考慮に入れずに策定したから、委員、委員の意見も出てくるのではないか。

幹事：地元説明会等を持ち、地元の意見を反映して策定しております。

議長：南レクの関係者の意見を聞かずに策定したからこういうことになったのだ。南レク計画を頭においてやるべきなのだ。

委員：南レクは県政の柱であり、みなさんそれを頭に置いているから、このような意見も出るわけだ。

委員：都市整備課の南レクの地図と異なっているようだが。

委員：いやがらせに、工場を持ってこないとも限らない。(幹事、〇〇、委員等の席に行き説明。又南レクの地図と異なっていないことを説明し、委員の納得を得る)

議長：ほかに御意見はありませんか。

委員：異議なし。

第 167 号議案

委員：地元の町会議員に聞いたところ、城辺町の昨年 12 月と今年 2 月の議会で町の将来計画にかかわることなので、町の南レク特別対策委員会及び議会で審議するようというところに対し、町長は慎重に審議すると答えたということだが、昨日、町の議員に確認したところ、審議したことをしらなかった。彼が町長に質問したところ、町長は忘れていたと言ったとのことであったが、このような経過を知っているか。法律上は町議会を通す必要はないが、町の基本的なテーマでもあるので、手続きとして議会で審議することが必要だ。

幹事：住民に説明をし、また縦覧に供しているので十分このことは浸透しているものと考えています。

委員：城辺町については審議等のやり方が不自然だ。十分審議されていない。法令の手続きを踏んでいても地元の議会での審議が十分なされていないのは困る。

幹事：町の審議会の委員 10 名のうち 4 名が町議会議員であるので、ある程度は審議されていると思うが、今後十分注意していきたい。

委員：先ほど言ったような理由で、この審議は保留してはどうか。

議長：委員の意見は間違いはないと思う。

委員：手続きの問題ではなく、どういう具合に審議したか、審議の仕方が問題なのだ。法律的な問題ではなく、実際的な問題だ。議案を継続にして、次の早い機会に審議してはどうか。

幹事：印刷物を住民の全戸に配布し、浸透した上で適法に審議会に上がってきたものですので、今継続等の措置をするのは問題があります。町に対し、決定前に議会に諮り十分納得を得るよう指導していきたいと思っておりますので、御了承下さい。

委員：今の言葉は、今回はこれで承認し、町の公示までに説明あるいは審議の場を持つと理解してよいか。

幹事：そう理解していただいて結構です。

委員：今日の議論を踏まえて町に強い指導をしてくれますか。

幹事：そうします。

第 169 号議案

委員：北条市の地形から見ると栗井の住宅団地その他は今回の計画に入れた方が良くはないか。

幹事：現在のものは、市街化区域内の下水ですが、将来は都市計画区域全体に伸ばす考え方です。

委員：その場合は流量等について、キャッチできるよう、浄化場、配管等の構造を考えているか。

幹事：流域面積から、それらについては考慮に入れています。汚水についても、人間のはりつき具合を考え、処理できるようにしています。

委員：スポーツセンターとの関連上排水濃度の規制は十分か。汚したりしないよう、計画の段階から対応すべきである。

幹事：科学的にとらえることが必要で、管路敷設の 56 年度までに潮流も考えに入れ、水質の汚染等について追跡調査をするよう、本案を御承認願えれば北条市に文書で指導したい。

第 30 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 50 年 10 月 30 日）

第 172 号議案 川之江都市計画臨港地区の変更（愛媛県知事決定）

都市計画川之江臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、備考】

川之江臨港地区、約 32.2ha、

1 分区の名称、

商港区、5.8 ha、

特殊物資港区、5.89ha、

工業港区、17.9ha、

修景厚生港区、2.6ha、

2 分区の規制内容を定めている条例名、愛媛県管理港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例

3 規制内容の概略、別紙県条例第 3 条のとおり

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

重要港湾である三島川之江港は、地場産業の製紙業とともに発展してきたが、この製紙業の飛躍的な発展と東予新産業都市開発に相まって港湾施設の整備拡充が著しい現状にあるため、今後における港湾周辺の効果ある利用と、その発展を図り、秩序ある管理運営を期するため臨港地区の指定（変更）を受けたく、申請するものであります。なお、三島川之江港の臨港地区は両港ともに昭和 40 年に指定され、川之江港は昭和 45 年に指定（変更）されておりますが、県施行による岸壁と公共ふ頭等の完成が近く、今回追加指定しようとするものであります。

第 173 号議案 伊予三島都市計画臨港地区の変更（愛媛県知事決定）

都市計画伊予三島臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、備考】

伊予三島臨港地区、約 52.6ha、

1 分区の名称、

商港区、12.4ha、

特殊物資港区、17.2ha、

工業港区、20.9ha、

保安港区、1.3ha、

修景厚生港区、0.8ha、

2 分区の規制内容を定めている条例名、愛媛県管理港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例

3 規制内容の概略、別紙県条例第 3 条のとおり

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

重要港湾である三島川之江港（三島港）の臨港地区は、昭和 40 年に指定されているが、その後、地場産業の製紙業とともに発展し、この製紙業の飛躍的な発展と東予新産業都市開発に相まって港湾施設の整備拡充が著しい現状にある。昭和 43 年 3 月沖田井埋立地、昭和 46 年 3 月金子工業用地、昭和 47 年 12 月宮川埋立地、昭和 48 年 7 月村松工業用地 A 地区、昭和 50 年 3 月村松工業用地 B 地区等の埋立が完成して

おり、本港の形態は、昭和 40 年指定当時から見ると、大きく変動し、利用実態に比して臨港地区の範囲が著しく不適當となっている。今後における港湾周辺の効果ある利用とその発展を図り、秩序ある管理運営を期するため臨港地区の指定（変更）を受けたく、申請するものである。

第 174 議案 東予広域都市計画道路の変更（西条市決定）

都市計画道路中 2,3,3 号西条駅前干拓地線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,3、西条駅前干拓地線、大町字福森、港字新地、（神拝字南原、喜多川字上河原、樋之口字広坪）、約 3,250m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 3 箇所

内訳、大町字福森、港字新地、（神拝字南原、喜多川字上河原、樋之口字広坪）、約 3,250m、地表式、12-15m、幹線街路と平面交差 3 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線のうち、2,2,3 国道西条港線と 1,1,1 古川下島山線との交点の区間は、昭和 31 年に 11m で計画決定されているが、この計画では、歩道幅員が両側に各々 1m しかとれず、歩行者の通行に不便をきたすし、周辺の住環境保全の見地からも好ましくないため、これを拡幅しようとするものであるが、すでに法律による建築規制等も行っていること等勘案した結果、道路構造令の標準幅員 12m に変更しようとするものであります。

第 175 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

都市計画姫原都市下水路を次のように決定する。

- 1 下水道の名称：姫原都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

姫原都市下水路、約 181ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

姫原 1 号幹線、鴨川 3 丁目、姫原 1 丁目、1.0m～4.0m、約 2,260m

姫原 2 号幹線、吉藤 3 丁目、吉藤 2 丁目、1.2m～1.3m、約 650m

姫原 3 号幹線、東長戸 1 丁目、姫原 2 丁目、1.4m～2.2m、約 1,190m

姫原 4 号幹線、東長戸 3 丁目、東長戸 3 丁目、1.1m、約 100m

姫原 5 号幹線、鴨川 3 丁目、吉藤 5 丁目、1.0m～1.9m、約 1,170m

姫原 6 号幹線、吉藤 4 丁目、吉藤 3 丁目、1.1m、約 110m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本地区は、最近市街化が進むにつれて、雨水流出量が増大した半面、排水施設の整備が立ち遅れたため、二級河川大川東側沿いの低地区において、しばしば浸水する状態である。したがって、本地区の内水排除を目的とした都市下水路の整備を行うものであります。

第 176 号議案 宇和都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 2 号宇和運動公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、2、宇和運動公園、東宇和郡宇和町大字卯之町、字兎田、王子下、黒瀬、日の平、土居、油田、池ノ上、大平、鳶ノ巣、胡麻平、水ヶ谷、門及び山崎地内、約 21.11ha、園路広場、修景、休養、遊戯、教養、便益、管理、運動、その他の施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

事業内容検討の結果、当初予定区域 14.82ha の隣接した地域 6.29ha を拡張し、ここに町民の憩いの場として、ふさわしい施設は位置を行うために計画決定の変更を行うものである。

第 177 号議案 内子都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 3 号内子公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、3、内子公園、内子町大字内子字駄馬、字片山、字泉ヶ峠、字柳サコ、字塚谷、字一ノ谷及び字八郎田の地内、約 21.1ha、修景、休養、遊戯、便益施設、展望塔、遊歩道

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本町における運動公園の規模を拡大し、内容の充実を計り、大洲・喜多地区広域市町村公園として地域住民の総合的な利用に供するため、隣接地約 11.1ha を追加拡張し、本地域全体を公園地として、健全な広域市町村の発展を計るものである。

第 178 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 4 号南予レクリエーション都市公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、17、第 4 号南予レクリエーション都市公園、北宇和郡津島町大字近家字汐浜、字梶ヶ内沖及び字…ノ江の地内、約 32.0ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、展望及び集合所

「区域は、別添計画図表示のとおり」

理由書

近時における屋外レクリエーション活動の需要にこたえるとともに、地域開発の一環として、環境を保全し、調和のとれた都市公園を配置し、新都市の形成及び都市環境の向上を図ると共に県民福祉の増進に資するものである。

第 179 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 5 号南予レクリエーション都市公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、18、第 5 号南予レクリエーション都市公園、南宇和郡御荘町平城地内、約 7.7ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、別添計画図表示のとおり」

理由書

近時レクリエーション活動の増大により、屋外レクリエーションの広域化に対して、南予の立地特性を活用、自然環境との調和を図り、レクリエーション都市公園施設を配置、開発整備を行うことにより、新しい都市づくりを目的として地域開発に寄与するものとする。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 172 号議案、第 173 号議案、

幹事：議案説明。なお井原建設工業株式会社から出されていた分区指定に関する要望については、実態に即して指定をしたい旨、幹事より説明。

委員：都市計画においては臨港地区のみを指定し、分区指定は港湾法に基づいて指定するのか。また伊予三島も川之江も工業団地が大半だと思うがその中で伊予三島の村松 B 地区は大きく取っているが、川之江の方は工場敷地となるであろうところがはずされているようだが、何か意味があるのか。範囲の取り方の基準があるのか。

幹事：都市計画では地区の枠を定め、分区については港湾法で網をかぶせます。

委員：三島の方は非常に大きく取っているが。

幹事：港湾サイドと密接な関係があるということなので、港湾担当者に十分配慮を要請したい。

第 175 号議案

委員：この水路に関連して、下流の河川の状況及び改修の計画等について聞きたい。

幹事：久万川の改修については県単事業で今年度調査費を計上しております。

委員：久万川よりは内宮川を経て、大川に流すのが主流ではないか。久万川に今までより余分に流すのではないかと農民が懸念している。

幹事：地理的に久万川に流れることになります。

委員：従来のもので以外の汚水が久万川に流れることについて、久枝、和気付近の住民が心配している。

幹事：これは都市下水路で雨水が対象の水路計画ですので、汚水を流すという考え方のものではありません。

委員：しかし、都市下水でも現実には汚水が流れてくるのではないかと心配している。

幹事：河川については、河川課と協議して下流の問題に早急に対処したい。また汚水については、公共下水の進捗の度合い等を勘案して対処することといたしたい。

委員：従来流していた方向に流すのは問題はないが、久万川の方によけいに流すのであれば問題がある。松山市の要望、下流の農民の要望を含んで善処してもらおうという条件をつけて了承する。

第 176 号議案

委員：南レクの構想と個々の行政区域内の都市公園というものは、全然別個のものではなく、一体的なものとして、沿道筋の都市公園がそれぞれ特徴を持ち、南レクと有機的につながるように南予全体の都市公園の描き方の中で指導願いたい。

幹事：ただいまの御意見は、広域公園の考え方であり、今後都市整備課とも十分相談してゆきたい。

第 179 号議案

幹事：御荘町長から出されていた

①変更区域の上流部の排水区域について配慮せよ、

②遊水地の水量の増加と樋門の修繕を配慮せよ、

③代替農地の取得あっせんに努力せよ、

という要望に対しては、

①については、公園事業の一環として排水事業をするが、全般的な問題についても一度見直しをする。

②については、地元の事情を聴きながら対処する。

③については、地主の意見を聴き、必要なら代替農地のあっせんについて対処する。旨の説明をした。

委員：公園事業で用地を提供した人に対する対策は、かなりきめ細かく行われていると思うが、公園用地を埋め立てると周辺の農地の排水その他がうまくゆかない事情も考えられるので、後に残った土地を利用する農業者の立場も十分に配慮して進められたい。